名古屋都市計画風致地区の変更計画書

(名古屋市決定)

名古屋都市計画風致地区の変更(名古屋市決定)

都市計画城山風致地区を次のように変更する。

名称	面	積	備 考
城山風致地区	約 64ha	名古屋市風致地区内建築等規制条例	
		(昭和 45 年名古屋市条例第 27 号)	
		による建築物の建築、宅地の造成、	
		木竹の伐採、水面の埋立等の規制	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画道路 3・1・124 号広小路線との整合を図るため、城山風致地区の区域を変更しようとするものである。